

- 経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、本事業）の再開により、電気料金の値引きを実施します。
- 2024年9月分～2024年11月分の電気料金において、国が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

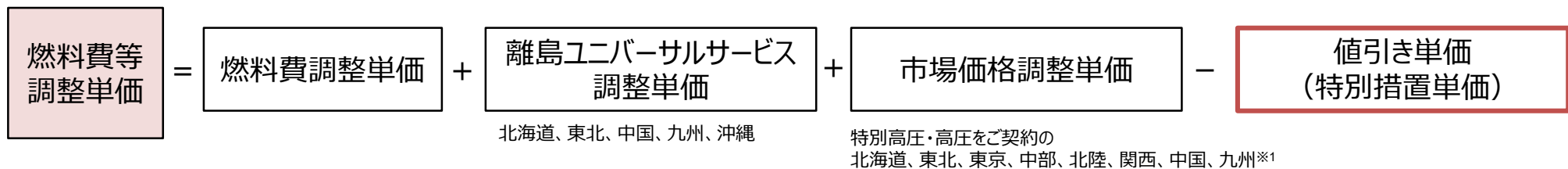
対象	弊社と低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま ※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外		
適用期間	2024年9月分（2024年9月燃料費等調整単価適用分）から2024年11月分（2024年11月燃料費等調整単価適用分）まで		
値引き単価 （特別措置単価）	電圧	値引き単価（特別措置単価）（10%税込）	
		2024年9月分から2024年10月分	2024年11月分
	低圧	4.00円/kWh	2.50円/kWh
	高圧	2.00円/kWh	1.30円/kWh
値引き方法	毎月のご使用量に応じて燃料費等調整額に値引き額を反映		

- 適用期間：2024年9月分～2024年11月分の電気料金
- 値引単価：2024年9月分、10月分 低圧:4.00円/kWh 高圧2.00円/kWh
2024年11月分 低圧:2.50円/kWh 高圧1.30円/kWh

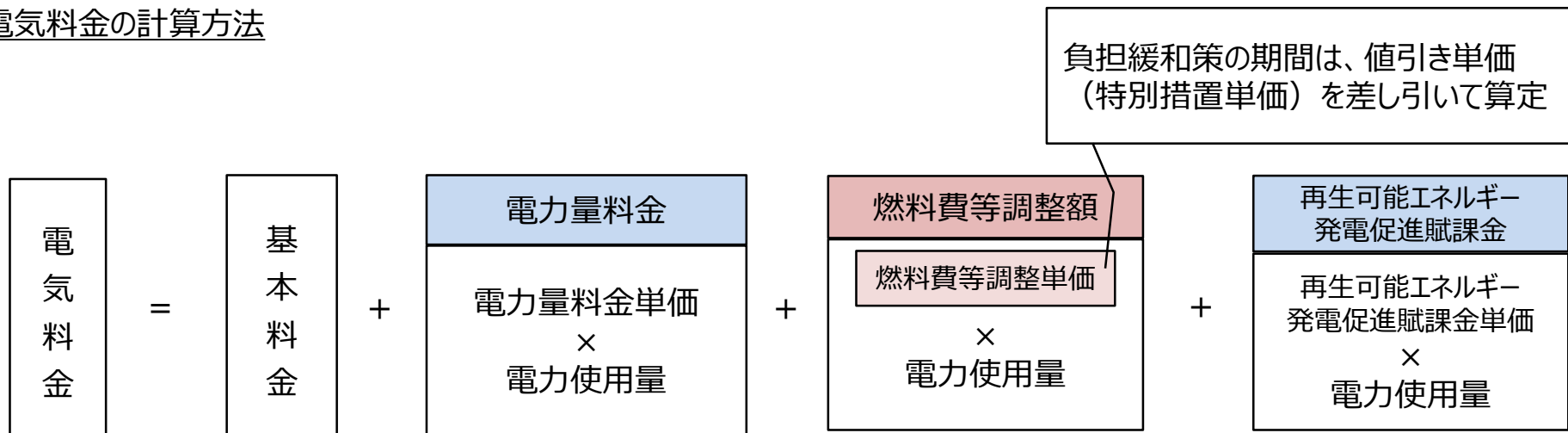
検針日・計量日		7月	8月	9月	10月	11月	12月
低圧	1日 (分散)		9月分	10月分	11月分		
	値引単価		4.0円/kWh	4.0円/kWh	2.5円/kWh		
	1日以外 (分散)		9月分	10月分	11月分		
	値引単価		4.0円/kWh	4.0円/kWh	2.5円/kWh		
高圧	1日 (線上)			9月分	10月分	11月分	
	値引単価			2.0円/kWh	2.0円/kWh	1.3円/kWh	
	1日以外 (分散)		9月分	10月分	11月分		
	値引単価		2.0円/kWh	2.0円/kWh	1.3円/kWh		

燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価 - 値引き単価（特別措置単価）



電気料金の計算方法



※1 関西、九州エリアの市場価格調整単価は2024年4月1日実施の電力売買約款附則24に適用します。
市場価格調整単価は2024年4月1日実施の電力売買約款附則22ではすべてのエリアで適用いたしません。

高圧のお客さまの供給条件

高圧の電力売買約款を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2024年9月分（2024年9月燃料費等調整単価適用分）から2024年11月分（2024年11月燃料費等調整単価適用分）までといたします

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電力売買約款（附則24・附則23・附則22）第1条（燃料費等調整額）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力売買約款（附則24・附則23・附則22）第1条（燃料費等調整額）(2)口によって算定された値といたします。

（3）市場価格調整単価

市場価格調整単価は、電力売買約款（附則24・附則23・附則22）第1条（燃料費等調整額）(3)二によって算定された値といたします。

（4）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価※1 + 市場価格調整単価※2 - 特別措置単価

※1（対象エリア）附則24、附則23でご契約のお客さま：北海道、東北、中国、九州、沖縄

附則22でご契約のお客さま：九州

※2（対象エリア）附則24でご契約のお客さま：北海道、東北、東京、北陸、関西、九州

附則23でご契約のお客さま：北海道、東北、東京、中部、北陸、中国

附則22でご契約のお客さま：適用されません

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
高圧	2024年9月分から2024年10月分	2.00円/kWh
	2024年11月分	1.30円/kWh

※特別高圧は特別措置単価の適用はありません

3 料金

1（適用期間）に定める適用期間における、電力売買約款に定める電気料金は、電力売買約款に定める燃料費等調整額によらず、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（4）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認いただけます。

5 個別に供給条件を締結しているお客さま

電力売買約款に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。

低圧のお客さまの供給条件

低圧の電気供給約款、契約書申込書によらず、以下のように変更いたします。

1 適用期間

2024年9月分（2024年9月燃料費等調整単価適用分）から2024年11月分（2024年11月燃料費等調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款（低圧）附則3（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款（低圧）附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価^{※1} - 特別措置単価

※1（対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄

2022年5月から2023年3月までの電気供給約款適用のお客さまは、九州エリアのみ適用します。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2024年9月分から2024年10月分	4.00円/kWh
	2024年11月分	2.50円/kWh

3 料金

1（適用期間）における、電気供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電気供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認いただけます。

5 個別に供給条件を締結しているお客さま

電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。